

追 加 議 案（平成 2 9 年 3 月 1 0 日提出）

議 案 番 号	件 名
議 第 3 2 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 一 般 会 計 補 正 予 算（第 1 0 号）
議 第 3 3 号	人 吉 市 景 観 計 画 等 策 定 審 議 会 条 例 の 制 定 に つ い て

議第 3 3 号

人吉市景観計画等策定審議会条例を次のように定めるものとする。

人吉市景観計画等策定審議会条例

(設置)

第 1 条 景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）に基づく人吉市（以下「市」という。）の景観計画（以下「景観計画」という。）、景観計画に基づく条例（以下「景観条例」という。）その他景観形成に関する事項を調査及び審議するため、人吉市景観計画等策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 景観計画の策定に関すること。
- (2) 景観条例の策定に関すること。
- (3) その他市の景観形成に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員 1 5 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 景観計画に係る団体及び関係機関の代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該事項の調査及び審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1景観計画策定審議会の部中「景観計画策定審議会」を「景観計画等策定審議会」に改める。

平成29年3月10日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の附属機関として人吉市景観計画等策定審議会を設置するため、同項の規定により新たに条例を制定するものである。